

令和5年 滑川町農業委員会 第12回総会 議事録					
召集月日	令和5年12月12日(火)				
開 会	令和5年12月20日(水) 午前9時30分				
閉 会	令和5年12月20日(水) 午前10時20分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中12名出席、2名欠席)					
1	神田徳子	欠席	8	西澤 泉	欠席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	3番	齋藤哲男	5番	高柳幸夫	

第 12 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 46 号	農地法第 5 条事業計画変更申請について
日程第 3	議案第 47 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 4	議案第 48 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)
日程第 5	議案第 49 号	農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について
日程第 6	議案第 50 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 7	議案第 51 号	農地法第 5 条（届出）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第12回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者の報告が1番神田農業委員、8番西澤農業委員より出ております。農地利用最適化推進委員の欠席はありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年度第12回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中12名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第12回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号3番齋藤委員、議席番号5番高柳委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第46号「農地法第5条事業計画変更申請について」を議題と致しますが、こちらの議案は、議案第47号「農地法第5条（知事）について」の番号1に付随する議案となるため、合わせての説明ならびに、一括での審議としたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

（委員より、意義なしの声あり）

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第46号農地法第5条事業計画変更申請について、ならびに農地法第5条許可議案第47号番号1を説明いたします。申請件数は1件、426㎡の変更申請が審査対象となります。議案書は1頁と2頁、図面は議案第47号資料1-①から④と記載されているものをご確認下さい。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、426㎡になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、○○○市○○○×××丁目×××番地×××○○○×××□□□様です。譲受人は○○○町○○○×××丁目×××番地×××○○○×××、□□□様と□□□様となります。申請事由ですが、本申請につきまして、平成20年2月21日に一度自己用住宅で農地転用の許可を取っております。その時の譲受人である□□□様が事業を実施することが困難と

なったため、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請と農地法第5条第1項の規定による許可申請の同時申請により事業計画者を譲受人である□□□様に変更して、売買により所有権を移転し、自己用住宅の建築を目的とする転用となります。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

12 番 3班班長 12番宮島です。12月16日土曜日午前8時より、3班農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名で現地調査を実施いたしました。詳細につきましても、私が担当委員でありますので、引き続き説明をいたします。申請地は○○○を出て○○○の交差点を左折して、○○○を○○○方面に向かって×××目の信号を右折し×××mぐらい行ったところを左折して×××mぐらい行った左手になります。本申請は平成20年2月21日付で一度自己用住宅の農地転用の許可をとっております。前回の譲受人である□□□様が事業を実施することが困難となったため、農地法第5条の規定により許可後の契約変更申請と農地法第5条1項の規定による許可申請の同時申請により、事業計画者を□□□様□□□様に変更し、自己用住宅の建築を目的とする転用申請でございます。以前に転用を取りました□□□様の理由書が添付されておりますので読んでみたいというふうに思います。現在私は埼玉県○○○市○○○町×××丁目×××番地×××○○○×××に家族で生活しております。平成20年当時現在の夫と結婚話が持ち上がっていたので、永住の地として当申請地に建築を計画したのですが、職業が○○○で転勤が多く建築するタイミングを逃してしまいました。埼玉県でも○○○が多く、結婚後平成27年に現在の○○○へ住むことになり現在に至っております。今後も○○○続けるうちは、退職までは1ヶ所にとどまることは難しいと思い、代わりに住んでいただけるのであれば手放すことを決めました。以上のような理由により申請いたしますが、事情御賢察の上、許

可賜りますようよろしくお願い申し上げます。農地転用の実施状況ですが工事未着手で畑のまま使用しているということをごさいます。以上が理由書の内容です。今度は受ける側の□□□様の理由書がありますので読んでみたいと思います。現在私は埼玉県○○○町○○○×××丁目×××番地×××○○○×××にて家族2人で生活しております。現在借りている借家では狭く、また家賃も勿体ないと以前から思っておりました。夫婦で話し合い、かねてからの夢であったマイホーム建築をしようと思い、いろいろと考えました。建築場所も現在住んでいる近隣地と思っておりましたので、比企地区内で探していたところ、本申請に巡り合い、購入することとなりました。本申請地は、○○○や○○○に比較的近いので買い物に不自由しません。高台に位置し非常に落ち着ける理想の土地であります。また、今後子供も考えていますので、子供の通う小学校や中学校が比較的近く、通学にも非常に安心できます。以上の理由により申請いたしますが、事業御賢察の上、許可賜りますよう、よろしくお願い致します。このような理由書がついております。申請地はなだらかな傾斜地で426㎡の畑です。この申請地は二方向が町道に面しており町杭がしっかりありました。もう二方は民地ですが境界杭はしっかり確認できました。境界については、はっきりしている現状でございました。下水道関係は集落排水が前の道路に入っておりますので、それに接続するという計画になっております。雨水につきましては、宅地内処理ということで雨水浸透施設を設けるという計画になっております。また周辺に被害をもたらした場合には、申請人が責任を持って対処することということになっております。資金調達計画、系統図等は事務局で確認しているということです。調査の結果この事業計画変更についてはやむを得ないと考えます。以上でございませう。審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区担当農地利用最適化推進委員の□□□です。先ほど宮島委員が申された通り、12月16日8時から現地調査を行いま

した。現地は今のところ畑として適正に綺麗な管理がされておりました。その他我々が確認したのは境界の確認と上下水道の接続について確認しました。先ほど申されたように隣接農地への影響も見受けられないことから、理由書のような内容であれば当該申請はやむを得ないものと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおりで、議案第 46 号ならびに議案第 47 号番号 1 については許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 46 号ならびに議案第 47 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第 2 議案第 46 号ならびに議案第 47 号番号 1 は以上になります。

議長 日程第 3、議案第 47 号「農地法第 5 条について」を議題と致します。番号 1 につきましては、先ほど審議いたしましたので、番号 2 からといたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 47 号農地法第 5 条(知事)についてをご説明いたします。今月の申請件数は 5 件、3330.05 m<sup>2</sup>の転用申請が審査対象となります。番号 2 を説明、朗読させて頂きます。議案書は 2 頁、図面は議案第 47 号資料 2 - ①から②と記載されているものをご確認下さい。番号 1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、497 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが譲

渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。  
譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××番地×××、□□□様となります。  
申請事由ですが、使用貸借権 20 年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2 番 1 班班長 2 番吉田です。現地調査の方を 12 月 16 日 8 時 30 分より、農業委員 3 名、農地利用最適化推進委員 3 名で行いました。詳細につきましては、担当地区の高柳さんに説明していただきます。よろしく申し上げます。

5 番 はい 1 班 5 番高柳です。担当地区ですので、現地調査報告をします。班長の説明の通り、12 月 16 日 8 時 30 分より、現地調査を行いました。申請内容は事務局の説明の通りですので、省略します。申請地の位置ですが、〇〇〇から〇〇〇を右に出て、〇〇〇から×××m ぐらい直進し右折します。理由書がありますので読みます。理由書、埼玉県知事様、現在私は〇〇〇市の実家にて生活しております。夫は〇〇〇県に単身赴任をしておりますが、月に 1, 2 度帰省する生活を送っております。私達夫婦には持ち家がなく、将来は自己用住宅を建築したいと考えておりました。そこで父に相談したところ、父所有の下記申請地に、自己用住宅の建築の了承を得られました。この土地を選定した理由は、兄が徒歩 3 分程度の場所で生活しており、上記でも述べた通り、夫は単身赴任中であることから、お互いが助け合いながら生活できる最適な距離に位置していると考え、この土地を選定しました。土地の利用に関しては計画建物が配置でき、駐車場 3 台が確保できる庭、排水設備を設けられるように計画いたしました。計画を進めていく中で、別紙土地利用計画図の通り計画が可能であり、兄の家に近い位置であることが理想の土地で別途検討しましたが、理想の土地は見当たりませんでした。また、父のいとこである□



□□さんは、昭和 45 年 3 月 3 日より現在まで 53 年間、○○○町大字○○○×××番地×××に居住していることから、法第 34 条第 12 号、町条例第 7 条第 1 項第 2 号にイに該当します。以上のような理由から今回の農地転用許可申請をいたしますので、ご許可のほど何卒よろしくお願い致します。決裁をいただき、建築工事を行う際には、近隣に迷惑をかけないように配慮し、使用目的以外の土地利用は行いません。3ヶ所ほど、検討しましたが、計画建物の配置、土地利用計画が、計画不可のため断念、理想と不一致ということです。3件は○○○市が1件、○○○町が2件だそうです。理由書は以上になります。土地利用計画ですが、進入路は南側の、町道×××線から入ります。町道の側溝の一部が素掘り側溝のため雑排水は宅内処理とします。切土盛土はしません。発生土にて設計G Lを調整します。杭は全て本杭が確認できました。申請地の東側と北側は道路で隣地とは分断されています。道路といっても昔の農道なので、六尺ぐらいで車は通れません。西側の×××番地×××の所有者は同じで、周辺の農地には影響はないと思われます。所有者の□□□さんに12月16日に現地調査を行いたいと連絡したところ申請者と来てくれました。理由書にはありませんでしたが、申請者には子供が2人いるようで、連れてきました。申請者は□□□さんの長女です。所有者の□□□さんは○○○市在住ですが、所有地は良好に管理しております。添付資料として、資金調達計画書、見積書、見積内訳書、付帯工事見積内訳書、資金計画書、親族相関図、農用地地域区域から除かれている証明書、開発行為許可申請書、公共施設の管理者との同意申請書、委任状などがあります。それから個人情報関係資料について、資金調達計画書について資力を証する書類分析資料、親族関係を示す計上の内容等は事務局で確認しているということです。特に問題はないと思います、ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○担当推進委員の□□□です。12月16日に調査に行きま

した。その土地は道路に面していて、草刈り等も確認ができ別に問題はないと思われます。審議の方よろしくお願ひします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 47 号番号 2 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号 2 を終わります。

議 長 続きまして議案第 47 号番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号 3 を説明させていただきます。同じく議案書は 2 頁、図面は議案第 47 号資料 3 - ①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、328 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は駅から 500m 以内の農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番×××号〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願ひ致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願ひ致します。

9 番 4 班班長、9 番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告をいたします。今回 4 班は 3 件の申請案件がありまして、12 月 16 日土曜日 8 時から農業委員 4 名、農地利用最適化推進委員 2 名で、

順次申請地の現地確認を行いました。なお、詳細につきましては地区の担当であります金井委員にご報告をお願いいたします。

- 13 番 4班 13 番金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をさせていただきます。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から〇〇〇に向かい、次の信号を左折し×××mほど進んだ右側になります。申請者は〇〇〇市〇〇〇町にあるアパートにお住まいの□□□さんです。申請内容としては申請地を売買により取得し自己用住宅を建築したいとのことです。申請の理由としては、現在、〇〇〇市内の借家で生活しているが、長年の夢であったマイホーム建築を計画しました。希望として生活環境に大きな変化がなく、職場に通勤可能な土地であることとのことでした。候補地を他に3ヶ所ほど検討した上で、本土地が最適として選定し、計画したとのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、北側東側西側は道路で南側は宅地であり問題ないものと考えます。添付書類として、建築計画図、資金調達計画書、工事見積書、開発行為許可申請書、関係者の同意書、委任状などがあります。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 〇〇〇地区推進委員の□□□です。本申請地は現在休耕され保全管理されています。また、〇〇〇からも非常に近く、かなり宅地化が進んでいるところでございます。現在のところ、周辺農地への影響はないと思われれます。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第47号番号3については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番

号3を終わります。

議 長 続きまして議案第 47 号番号 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号 4 を説明させていただきます。議案書は 2 頁から 3 頁、図面は議案第 47 号資料 4-①から②と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 4、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、289 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、農振区域外の農地、6.02 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、農振区域外の農地、0.03 m<sup>2</sup>、×××番×××、畑、農振区域外の農地、11 m<sup>2</sup>合計 4 筆 306.05 m<sup>2</sup>になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅の建築ならびに道路後退用地として利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4 班班長 9 番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告をいたします。12 月 16 日土曜日、先ほどの案件と同様に申請地の現地の確認を行いました。なお、詳細につきましては引き続き地区の担当であります金井委員に報告をお願いいたします。

4 番 4 班 13 番金井です。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査の報告をさせていただきます。申請場所につきましては、先ほどと同じ〇〇〇の信号から〇〇〇に向かい、次の信号を今度は右折し×××mほど進んだところ左折し×××mほど入った左側になります。申請者は〇〇〇市〇〇〇のアパートにお住まいの□□□さんです。申請内容としては申請地を譲り受け自己用住宅を建築し

たいとのこと。申請の理由としては、現在家族3人で生活しているが、荷物も増え手狭になってきており自己用住宅を建築したく、候補地を複数箇所探し検討した結果、本申請地が子供の環境、職場に近いなど、最適と思われて購入することとし許可の申請をしたとのこと。調査した結果、対象地は休耕中の畑で周囲は西側が道路、北側東側南側は譲渡人の休耕中になっている畑となっています。境界の測量杭が確認できています。添付書類として、土地利用計画図、建築計画図、資金計画書工事見積書、開発行為許可申請書、同意書、委任状などがあります。審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。本申請地は、現在休耕され、保全管理されています。また、○○○からも近く、近年、宅地化が進んできているところでもあり、現在のところ、周辺農地への影響はないと思われ。本申請に関する意見は以上になります。よろしくご審議をお願いします。

議 長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、全員賛成ですので、議案第47号番号4については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、番号4は終わります。

議 長 続きまして議案第47号番号5について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして番号5を説明させていただきます。議案書は3頁、図面は議案第47号資料5-①から⑤と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号5、申請地は比企郡滑川町

大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、442 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、631 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、700 m<sup>2</sup>合計3筆1,773 m<sup>2</sup>になります。なお、事業計画地は山林と町道を含めると、4,595.61 m<sup>2</sup>となります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市〇〇〇町×××丁目×××番×××号、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅(分譲11棟)を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

9 番 4班班長9番赤沼です。現地調査の結果につきまして報告をいたします。12月16日土曜日に先ほどの案件と同様に、申請地の現地確認を行いました。なお詳細につきましては、地区の担当であります田幡委員に報告をお願いいたします。

6 番 4班6番、田幡只夫です。現地についての説明を申し上げます。当該物件の土地につきましては、〇〇〇の信号機を右折し、〇〇〇市方面に向かって約×××m行った右側の土地です。先ほど事務局の説明にありましたように、全体の開発規模につきましては、4,595.61 m<sup>2</sup>ですが、そのうち農地、畑が3筆ということで、この農地転用についての申請がなされております。本件土地につきましては、周辺が山林および雑種地になっており、周辺の農地は残り1筆程度とありますので、現地につきましては、何ら他の農地には影響ないというふうに見られます。そしてこの地域は都市計画法34条11号地域で、開発し分譲可能な地域でございますので、本件につきましては、農地転用について差し支えないものと考えます。以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○地区推進委員の□□□です。申請地は、○○○で○○○からも近いところにあります。また、宅地化が進んできてもいます。周辺にはまだ農地がありますが、ここに計画通り住宅が建築されても、現在のところ、周辺農地への影響はないと思われます。本申請に関する意見は以上になります、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、申請のとおり、許可相当にすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 はい、全員賛成ですので、議案第 47 号番号 5 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で、日程第 3 議案第 47 号は以上になります。

議長 日程第 4、議案第 48 号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 48 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、農地中間管理権設定)をご説明いたします。議案書の 4 頁、議案第 48 号資料をご用意ください。それでは表紙を 1 枚めくってください。今回は 35 筆 32,424.70 m<sup>2</sup>となります。内訳は 9 年賃借 27 筆 25,029 m<sup>2</sup>、その他賃借 7 筆 6,970.70 m<sup>2</sup>、その他使用貸借 1 筆 425 m<sup>2</sup>となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見

ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。議案第 48 号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第 4 は以上になります。

議 長 日程第 5、議案第 49 号農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画についてを議題といたします。本議案につきましては、1 名の委員さんが事業に関連しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に議事参与の制限がございますので、事務局から議案内容すべてについて説明をしていただき、その後、該当委員さんに退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 49 号農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画についてをご説明いたします。議案書の 5 頁、議案第 49 号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、農用地利用集積等促進計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。期間の更新や貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。この再貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、畑 5 筆 504.70 m<sup>2</sup>、田 3 筆 6,891 m<sup>2</sup>の合計 8 筆 7,395.70 m<sup>2</sup>の計画となります。詳細については、資料の促進計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。なお、今回の審議に当り、議事参与制



限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。ご審議宜しくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりました。まず整理番号2番を除いて、審議いたします。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号2の審議を行いますので、該当委員はご退席をお願いします。

(該当委員退席確認)

この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いします。それでは無いようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたします。該当委員は復席してください。

(該当委員復席)

議 長 議案第49号については、すべて計画通り承認することに決定いたしました。日程第5は以上になります。

議 長 日程第6、議案第50号農地法第3条の3についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第50号農地法3条の3相続等による権利移動についてを説明いたします。議案書の6頁、議案第50号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、728㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させて

頂きます。番号1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、728 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第50号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。それでは無いようなので議案第50号の質疑を終了致します。日程第6は以上になります。

議長 日程第7、議案第51号農地法第5条届出についてを議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第51号農地法5条届出についてを説明致します。議案書の7頁、議案第51号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は3件、3,625 m<sup>2</sup>になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、245 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第51号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇町×××丁目×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。番号2所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、1,623 m<sup>2</sup>外1筆、合計2,455 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第51号資料2をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇×××丁目×××番×××号、□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、専用住宅(分譲10棟)を建築する為、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。番号3所在地

は滑川町〇〇〇×××丁目×××番×××、畑、196 m<sup>2</sup>外 5 筆、合計 925 m<sup>2</sup>になります。位置については議案第 51 号資料 3 をご確認ください。届出者ですが〇〇〇市〇〇〇町×××丁目×××番×××号、株式会社□□□、代表取締役□□□様です。届出事由は売買により所有権を取得し、土地分譲として、転用したいというものです。補足として市街化区域内の農地であり、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようなので議案第 51 号の質疑を終了致します。日程第 7 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 5 年第 12 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、これを持ちまして令和 5 年第 12 回総会を閉会いたします。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年1月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 齋 藤 哲 男

署名委員 高 柳 幸 夫